

## 11. ご家族への配慮

### 1) 検査が依頼される時期

脳死とされうる状態、第1回目、第2回目と脳波記録で検査担当します。

検査技師にとって精度高い検査を要求される上に、手落ちや記録不足などないことが要求される緊張に満ちた検査ですが、ご家族にとっては突然の出来事に困惑し、被検者の回復を望みつつも法的脳死判定という手段で身内の「死」を受け入れなければならないかもしれないという、周囲からは計り知れない精神的負担を負われている状況です。

臓器移植まで進まれる場合、脳死判定の時間はご家族にとって大切な看取りの時間にもなります。特に2回目の脳波検査は無呼吸テストを経て死亡時刻が決定し、1両日中には臓器提供のため手術室へ搬入される過程が迫る時期でもあります。接触抵抗を軽減するために皮膚を擦りすぎて擦過傷を作ってしまうも回復する時間が足りず、額にうっすら傷が残ったままご帰宅いただくという申し訳ない事態にもなりかねません。

脳死とされうる状態から第1回目の待機時間や、第1回目から第2回目の待機時間に、ご家族が洗髪をご希望される場合は、可能な限りご希望を優先します。電極を毎回装着することになっても間違いなく同じ場所に付けることができる技術が要求されます。何れも日常検査の中での技術習得が肝要です。

### 2) 立会いがある場合

立ち会いが無い場合は、マニュアルに則り、チェックシートで確認しつつ検査を確実に遂行する作業に徹すればよいのですが、立ち会いのご希望がある場合は、検査の特殊性、時間的経過を説明し、(検査を安全に施行できる)人数、座席位置、行動範囲など理解して頂いた上で検査を進めることが望ましいです。高感度記録を含む脳波検査、ABRまで合わせると検査時間は1時間以上となります。途中で入退室を希望される場合は、検者に声をかけてから行動するようお願いし、この時には人の動きで脳波にアーチファクトが入ることもあるので、状況に応じて記録にコメントします。また、呼びかけ、疼痛刺激などをいきなり行うのではなく、事前にお知らせしたり、また時間的経過を説明したりする事で、少しでも安心して見守っていただけるのではないかと思います。

### 3) 検査に際しての心構え

検査技術の要求度が高いため、不安や緊張感に包まれると思われそうですが、自分の手技に集中し過ぎるのではなく、被検者やご家族への十分な配慮を忘れず検査する技量が必要です。日常検査にも通じる基本的なことですが、「自分が被検者だったら」、「立ち会う側だったら」と考えればいいのではないかと思います。決して脳波を平坦に記録するための検査ではありません。つつい「平坦」という意識が強くなりがちですが、自身の持てる技術を最大限発揮し被検者の脳波をより正確に記録する検査です。アーチファクトなのか脳波なのか判定医が判別できるよう精度高く記録する必要があります。

何れも法的脳死判定マニュアルや、このQ&Aを参考に日常的に確認や鍛錬を重ねることで、自身の技術的な不安や緊張感を幾分解消し、ご家族への配慮に転じることができると思います。